

坂戸市立城山中学校 部活動に係る活動方針

◇ 活動方針

- 学習活動と部活動の両立を通じて、充実した学校生活の実践を図る。
- 計画的で効率的な活動の実践を通じて、生徒の心身の健康の保持増進を図る。
- 部活動の加入については自由加入制とする。部活動の意義を踏まえ入部することが望ましい。

◇ 指導体制の整備について

- 各顧問が年間、月間の活動計画及び、活動実績を作成し、管理職に提出する。
- 作成した各種計画については、生徒及び保護者に公表する。
- 管理職は適宜部活動の視察を実施し、必要に応じて顧問と面談を実施する。
- 可能な限り、複数顧問による指導体制を整える。
- 外部指導者・部活動指導員を積極的に活用し、専門的な指導を生徒に提供する。

◇ 具体的な活動の進め方について

- 施設や設備の点検を定期的実施し、事故の防止に努める。
- 体罰やハラスメントの根絶を目指し、職員研修を実施する。
- 部活動顧問会議を実施し、定期的に情報交換を行う。
- 生徒間のいじめやトラブル等の防止のため、顧問教諭、担任、養護教諭等の連携を図る。
- 教職員全員が参加する心肺蘇生法や AED 使用の研修を実施する。
- 効率的で安全な練習メニューを作成し、生徒が自主的かつ自発的に活動できるように校内研修の開催や、校外で実施される研修会・講習会等への積極的な参加を推進する。
- 部活動費用（部費など）を徴収する場合は、管理職の指導の下、保護者の理解を得るとともに会計報告を行うなど適正な処理を実施する。

◇ 適切な休養日等の設定について

- 学期中は、原則として週 2 日以上休養日を設けることとし、平日に 1 日及び週末（土曜日・日曜日）に 1 日以上休養日を設ける。平日の休養日は朝練習も行わない。
- 定期考査前 5 日間及び定期考査期間中の部活動は原則として禁止とする。
- 1 日の活動時間は、平日は 2 時間程度、休業日は 3 時間程度とする。活動のための準備、片付け、会場整備等の時間は含めない。
- 長期休業中は、学期中に準じた扱いを行うこととし、夏季休業日及び冬季休業日には、連続する 5 日間以上の休養期間を設定する。なお、原則として、学校閉庁日には部活動は行わないものとする。
- 顧問と生徒間で参加する大会・コンクール等を精査し、負担軽減を図る。
- 公式大会日の 2 週間前より、例外として、週末に休養日を設けずに活動することができる。
 - (1) 運動部における公式の大会
 - ・学校総合体育大会（入間北部、地区、県、関東、全国）
 - ・新人体育大会（入間北部、地区、県）
 - ・坂戸市内大会（坂戸市中学校体育連盟が主催するもの）
 - ・通信陸上大会（陸上部、選抜された生徒）
 - ・駅伝競走大会（地区、県、関東、全国）
 - (2) 文化部（吹奏楽部）における公式の大会
 - ・埼玉県吹奏楽コンクール（地区、県、西関東、東日本、全国）
 - ・埼玉県アンサンブルコンテスト（地区、県、西関東、全国）
 - ・西部支部吹奏楽研究発表会